

## 日本臨床神経生理学会認定制度の基本理念

今日、国民の専門志向が強まり、学会認定制度が整備されているにも関わらず、脳波および筋電図・神経伝導検査の認定制度はない。このために本制度を導入し、臨床神経生理検査および研究について質の保証と水準の向上を図るとともに、日本臨床神経生理学会の活性化を目指す。

方針：

1. 神経学的補助検査（診断目的の患者検査）および研究のために臨床神経生理検査に従事する者が、基本的に重要な知識と技術を有していることを認定する。
2. 認定医制度と認定技術師制度に分ける。
3. それぞれの制度において、脳波分野と筋電図・神経伝導分野に分ける。
4. 書類審査と試験により認定を行う。
5. 本学会認定委員会が審査を行い、理事会が決定する。
6. 認定の有効期間は5年間とする。
7. 認定の更新は書類審査とする。
8. 高度水準の専門性を認定する「専門医（仮称）」、「専門技術師（仮称）」の制度については、今後検討を行う。
9. 認定技術師に関しては、診療の補助行為としての検査資格を認定するものではなく、基本的に重要な知識と技術を有することを認定する。
10. 誘発電位に関しては、今後の検討課題とする。

2004年11月18日制定

## 日本臨床神経生理学会認定医制度

目的： 神経学的補助検査（診断目的の患者検査）としての臨床神経生理検査を実施し、その所見を判読・解釈して臨床的貢献を行う医師について、基本的に重要な知識と技術を有することを日本臨床神経生理学会（以下“本学会”）が認定し、検査と診断等における臨床貢献の質を保証し、かつその水準の向上を目指す。

種類： 脳波に関する認定医と、筋電図・神経伝導に関する認定医の二種類に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会認定医（脳波）、日本臨床神経生理学会認定医（筋電図・神経伝導）と称する。

資格： 以下の項目のすべてを満たす必要がある。

1. 医師の資格を有すること。
2. 臨床経験が5年以上（初期臨床研修期間の2年間を含む）あること。
3. 申請時点において、継続的に3年間以上の本学会会員歴を有すること。学生会員歴も認めるが、正会員歴が含まれていること。
4. 脳波あるいは筋電図・神経伝導の臨床的検査・所見診断に3年間以上（他の検査・診断との兼務期間も含む）従事した経験を有すること。
5. 本学会主催の学術集会、技術講習会および関連講習会（附則6）への参加が、申請時点からさかのぼって3年以内に2回以上あること。ただし、少なくとも1回は本学会主催の学術集会あるいは講習会であること。
6. 認定研修施設あるいは認定委員会が認める研究施設における1年以上の研修歴を有すること。ただし、認定研修施設あるいは認定委員会が認める研究施設が確定するまでは、暫定措置として、1年以上の研修歴を有することを認定医あるいは認定技術師が証明する書類を提出すること。

試験：

1. 年1回施行する。
2. マルチプルチョイス問題あるいは筆記試験を、脳波および筋電図・神経伝導の分野ごとに個別に行う。両分野を同日中に受験することも可とする。
3. 各分野の検査・診断あるいは研究に必要な神経・筋解剖および発達、生理学、電子・物理学、検査の理論・方法・技術、検査所見の判読およびその解釈に関する基本的知識、検査中の緊急事態に対する対処方法等の知識・技術に関して審査する。
4. 面接・実技試験も考慮する。

申請書： 認定を希望する者は以下の書類を本学会に提出する。

1. 本学会指定の申込書。
2. 医師免許証のコピー。
3. 認定医もしくは認定技術師による資格証明書。
4. 該当分野における検査・診断あるいは研究の経験に関する医療・研究機関（ただし、移行措置後、認定研修施設が確立された段階ではその責任者）の責任者による証明書。
5. 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピー（附則7）。
6. 最近5年間に自分が実際に経験した脳波記録のコピーとその所見のレポート、あるいは筋電図・神経伝導検査等の波形のコピーないしその所見のレポートを5例分提出（附則8）。

申請料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ5千円とする（附則4）。

認定： 認定は本学会認定委員会が資格、試験成績の審査を行い、理事会が決定する。

認定料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ 2 万円とする（附則 5）。

有効期間： 5 年間とする。

資格更新： 資格更新手続きを行い，以下の条件を満たす者は資格を更新できる。更新資格の有効期間は 5 年間とする。

1. 認定資格取得後引き続き 5 年間本学会会員であること。
2. 更新は点数制度（附則 9）とし，本学会主催の学術集会，技術講習会および関連講習会または関連学会，研究会への参加，あるいは論文により，5 年間で 50 点以上を満たした場合とする。ただし，本学会主催の学術集会，技術講習会への参加あるいは「臨床神経生理学」あるいは「Clinical Neurophysiology」の原著論文掲載で 30 点以上を取らなければならない。
3. 留学、出産、育児、その他のやむを得ない理由で点数が 50 点に満たない場合には，その理由を書面で本学会へ提出すること。審査の上，正当な理由と判断された場合には，取得期間の延長を認める。延長期間中は、認定資格を停止する。
4. 更新申込書，学術集会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出（附則 7）。
5. 本学会認定委員会が資格の審査を行い，理事会が決定する。

## 日本臨床神経生理学会認定技術師制度

目的： 神経学的補助検査（診断目的の患者検査）あるいは研究のために臨床神経生理検査を実施する者について、基本的に重要な知識と技術を有することを日本臨床神経生理学会（以下“本学会”）が認定し、検査あるいは研究の質を保証し、かつその水準の向上を目指す。

種類： 脳波に関する認定技術師と、筋電図・神経伝導に関する認定技術師の二種類に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会認定技術師（脳波）、日本臨床神経生理学会認定技術師（筋電図・神経伝導）と称する。

資格： 以下の項目のすべてを満たす必要がある。

1. 臨床検査技師、理学療法士、医師、歯科医師、看護師等の資格を有すること、または4年制以上の大学卒業者で臨床神経生理分野の研究者であること。
2. 申請時点において、継続的に3年間以上の本学会会員歴を有すること。学生会員歴も認めるが、正会員歴が含まれていること。
3. 脳波あるいは筋電図・神経伝導の臨床的検査あるいは研究に3年間以上（他の検査・研究との兼務期間も含む）従事した経験を有すること。
4. 本学会主催の学術集会あるいは技術講習会および関連講習会（附則6）、または関連学会（国際学会を含む）への参加が、申請時点からさかのぼって3年以内に2回以上あること。ただし、少なくとも1回は本学会主催の学術集会あるいは講習会であること。

試験：

1. 年1回施行する。
2. マルチプルチョイス問題あるいは筆記試験を、脳波および筋電図・神経伝導の分野ごとに個別に行う。両分野を同日中に受験することも可とする。
3. 各分野の検査あるいは研究に必要な神経・筋解剖および発達、生理学、電子・物理学、検査の理論・方法・技術、検査所見に関する基礎知識、検査中の緊急事態に対する対処方法等の知識・技術に関して審査する。
4. 面接・実技試験も考慮する。

申請書： 認定を希望する者は以下の書類を本学会に提出する。

1. 本学会指定の申込書。
2. 該当する資格の免許証等のコピー。
3. 認定医もしくは認定技術師による資格証明書、あるいは該当分野における検査・研究の経験に関する医療・研究機関の責任者による証明書。
4. 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピー（附則7）。
5. 最近5年間に自分が実際に記録ないし経験した脳波記録のコピー、あるいは神経伝導検査等の波形のコピーを5例分提出する（附則8）。

申請料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ5千円とする（附則4）。

認定： 認定は本学会認定委員会が資格、試験成績の審査を行い、理事会が決定する。

認定料： 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ1万円とする（附則5）。

有効期間： 5年間とする。

資格更新： 資格更新手続きを行い、以下の条件を満たす者は資格を更新できる。更新資格の有効期間は5年間とする。

1. 認定資格取得後引き続き5年間本学会会員であること。
2. 更新は点数制度（附則9）とし、本学会主催の学術集会、技術講習会および関連講習会または関連学会、研究会への参加あるいは論文により、5年間で40点以上を満たした場合とする。ただし、本学会主催の学術集会、技術講習会あるいは関連講習会への参加で20点以上を取らなければならない。
3. 留学、出産、育児、その他のやむを得ない理由で点数が40点に満たない場合には、その理由を書面で本学会へ提出すること。審査の上、正当な理由と判断された場合には、取得期間の延長を認める。延長期間中は、認定資格を停止する。
4. 更新申込書、学術集会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出する（附則7）。
5. 本学会認定委員会が資格の審査を行い、理事会が決定する。

## 附 則

1. 本制度の変更は、認定委員会で決定し、理事会の承認を経て、評議員会および総会の承認を必要とする。ただし、附則の変更は、認定委員会で決定し、理事会の承認を得るのみとする。

2. 留学等で休会している者は、その間の会費を納入すれば会員歴の継続とみなす。

3. 医師の場合、「認定医」と「認定技術師」の資格を共に取得することも可能であるが、両者を取得しても、特にその知識の深さと技術の高さを保証するものではない。

### 4. 申請料

①脳波分野および筋電図・神経伝導分野の二つの資格を同時に受験する場合は、合計 7,500 円とする。

②試験制度では、諸経費分を上乗せすることがある。

### 5. 認定料

①脳波分野および筋電図・神経伝導分野の二つの資格を同時に取得する場合は、認定医は 3 万円、認定技術師は 2 万円とする。

②認定証の再発行は 1 回に限り認める。手数料は 5 千円とする。

### 6. 関連講習会

臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会（九州）、医師のための筋電図・神経筋電気診断セミナー、臨床筋電図・電気診断学入門講習会（東京）、脳波・筋電図セミナー（関西）、北東北・道南神経筋電気診断セミナー、南東北臨床神経生理セミナー

今後、臨床神経生理学の技術と知識を向上させるために学会主催あるいは共催の講習会を可能な限り多く開催することを検討する。

### 7. 参加証

発表者本人は、参加証のかわりに抄録等のコピー提出でも認めるが、それ以外の参加者は参加証を提出すること。

### 8. 波形と所見のレポートの提出方法

(1) 脳波および筋電図・神経伝導検査等の波形ないし所見のレポートの提出方法と書式については、本学会認定委員会のサンプルを参考にして作成する。内容が同様であれば、形式は異なってもよい。

(2) 医師、臨床検査技師、看護師以外の研究者は、正常被験者のデータでも可とする。

(3) 脳波および筋電図・神経伝導検査の波形を含む提出書類は、すべて A4 サイズにして申請書類に添えること。

### 9. 更新点数

(1) 学会、研究会への参加

①15 点：日本臨床神経生理学会学術大会〔註〕、日本臨床神経生理学会技術講習会〔註〕、国際臨床神経生理学会（ICCN）

〔註〕日本臨床神経生理学会学術大会に参加した場合 15 点、日本臨床神経生理学会技術講習会に参加した場合 15 点。ただし、同一年度にこれらの両方に参加した場合は 20 点とする。

②10 点：臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会（九州）、医師のための筋電図・神経筋電気診断セミナー、臨床筋電図・電気診断学入門講習会（東京）、脳波・筋電図セミナー（関西）、北東北・道南神経筋電気診断セミナー、南東北臨床神経生理セミナー

〔註〕講師には 15 点を付与する。

③7点：ISBET, 国際誘発電位シンポジウム, 国際てんかん学会, アジア・オセアニアてんかん学会, 国際小児神経学会, アメリカ神経筋電気診断医学学会 (AANEM), アメリカ臨床神経生理学学会 (ACNS), ヨーロッパ臨床神経生理学学会, アメリカてんかん学会, アジア・オセアニア臨床神経生理学学会, 国際ヒト脳機能マッピング学会 (HBM), CME2012, SFEMG/QEMG

④5点：日本小児神経学会, 日本てんかん学会〔註〕, 日本睡眠学会, 日本ヒト脳機能マッピング学会, 日本てんかん外科学会, 日本神経科学学会, 日本生理学学会, 日本整形外科学会, 日本神経学会, 日本脳神経外科学会, 日本精神神経学会, 日本リハビリテーション医学会, 日本薬物脳波学会, 日本生体磁気学会, 日本生理心理学会, 日本脊椎脊髄病学会, 日本医学検査学会, 日本理学療法士学会, 日本臨床検査医学会

〔註〕日本てんかん学会に参加した場合5点, 同学会前日開催の「教育セミナー」に参加した場合5点。ただし, これらの両方に参加した場合でも5点, 片方の場合でも5点とする。

⑤2点：関東臨床神経生理研究会, 福岡臨床と脳波懇話会〔註〕, Fmθ研究会, 日本脳電磁図トポグラフィ研究会, 日本生体医工学会, 脊髄機能診断研究会, 関東神経生理検査技術研究会, 日本神経生理検査研究会, 首都圏神経筋電気診断フォーラム

〔註〕年1回の参加でも2点, 1回以上の参加でも2点とする。

⑥他に認定委員会が適当と認める学会および研究会。点数は学会の規模や内容に応じて決め, 理事会で最終的に決定する。

(2) 学会発表：日本臨床神経生理学学会学術大会5点（発表者本人に限る）

(3) 原著論文（短報も含む）：

①臨床神経生理学, *Clinical Neurophysiology* の筆頭著者10点, 共著者5点。関連国際誌 (*Muscle & Nerve* など) の筆頭著者7点, 共著者3点。関連国内誌（臨床脳波など）の筆頭著者3点。

②別刷もしくは論文全体のコピーを提出する。掲載誌や論文内容が脳波分野あるいは筋電図・神経伝導分野に関連したものかどうかを認定委員会が判定する。

## 10. 申請書

本学会認定委員会が申請書の書式を別途作成する。

2004年11月18日制定

2006年11月28日変更（附則）

2007年8月5日変更（附則）

2007年11月22日変更（認定医制度、認定技術師制度、附則、申し合せ事項）

2008年11月13日変更（認定医制度、認定技術師制度、附則、申し合せ事項）

2011年7月17日変更（認定医制度、認定技術師制度、附則、申し合せ事項）